

平成 21 年 4 月 30 日

**川崎発電所リプレース計画（更新及び新設）に係る法対象条例環境影響
評価審査書の公告について（お知らせ）**

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 62 条第 1 項の規定に基づき法対象条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 法対象事業者

東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 清野 智

2 法対象事業の名称及び所在地

川崎発電所リプレース計画（更新及び新設）
川崎市川崎区扇町 8 番 3 号

3 法対象条例環境影響評価審査書公告年月日

平成 21 年 4 月 30 日（木）

4 問い合わせ先

東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 6 号
東日本旅客鉄道株式会社 東京電気システム開発工事事務所
発電電・計画 発電グループ
電話 03-3320-1925

（環境局環境評価室 担当）

電話 044-200-2156

川崎発電所リプレース計画（更新及び新設）に係る法対象条例環境 影響評価審査書

平成 21 年 4 月

川 崎 市

はじめに

川崎発電所リプレース計画（更新及び増設）（以下「法対象事業」という。）は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「法対象事業者」という。）が、川崎区扇町 8 番 3 号の川崎発電所構内、約 6.7 ha の区域において、安定した鉄道輸送とサービスの向上並びに駅ビルやターミナル駅周辺の大規模開発等について自営電力を供給することを目的に、老朽化した 1 号機及び 4 号機の更新並びに 5 号機の増設を行うものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 18 年 2 月 24 日に法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、法対象条例方法審査書を踏まえ、法対象事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、平成 20 年 7 月 8 日に法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて法対象条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、法対象事業者が作成した法対象条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 21 年 4 月 22 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

法対象事業者の名称：東日本旅客鉄道株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 清野 智

主たる事務所の所在地：（本社）東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
（東京電気システム開発工事事務所）

東京都渋谷区代々木二丁目2番6号

(2) 法対象事業の名称及び種類

法対象事業の名称：川崎発電所リプレース計画（更新及び増設）

法対象事業の種類：発電所（火力発電所）の新設

(3) 法対象事業を実施する区域

所在地：川崎市川崎区扇町8番3号

法対象事業実施区域：67,351 m²（工業専用地域）

(4) 計画の概要

ア 目的

老朽化した既設4号機及び既設1号機の更新並びに5号機の増設

イ 新設する施設の概要

項目	新4号機	新1号機	5号機
原動機の種類	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）		
出力	21.1万kW	21.1万kW	21.1万kW
燃料	種類	天然ガス	天然ガス
	年間使用量	約1.7億m ³ N	約1.7億m ³ N
煙突高さ	100m	100m	100m
取水方式	深層取水方式		

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本計画は、発電所の建設事業であり、工事中における交通安全対策や供用時における火災爆発等の安全対策等、生活環境上の配慮が求められることから、法対象条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 緑

(ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、耐煙性、耐潮性等、計画地の環境特性に適合すると予測し、さらに、緑豊かで季節により花や実がなる樹種を選定するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は 25.1%で、地区別環境保全水準（25.0%）を上回り、また、中木の一部を高木及び低木で補うことにより「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、維持管理計画を作成し、樹木等の健全な育成を図るとともに、十分な管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ることができるとしており、この評価は概ね妥当である。

(ウ) 植栽土壌

本計画における植栽基盤の整備に必要な土壌量は $1,965\text{ m}^3$ と予測

している。これに対し、必要な土壌量を上回る良質な客土を使用し、必要に応じて施肥等による土壌改良を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の育成に係る適正な土壌の回復を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

イ 電波障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害について、地上アナログ放送は、工事中にしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測し、また、地上デジタル放送は、計画地及び隣接する工業専用地域の一部にしゃへい障害が発生するが、住居地域に影響を及ぼさないと予測している。これに対して、工事中は、クレーン未使用時にブームを電波到来方向に向けて下げるなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ現状を悪化させることはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ウ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、ピーク日ピーク時における交通混雑度は、工事中が 0.97、供用時が 0.95 で、いずれも円滑な走行が可能とされる交通混雑度 1.0 を下回り、また、ピーク日ピーク時における交差点の需要率は、工事中が 0.357～0.793、供用時が 0.304～0.657 で、いずれも交通量の処理が可能とされる交差点の需要率 0.9 を下回ると予測している。

一方、交通安全については、車両走行ルートは、ガードレール及び段差により十分な歩車分離がなされ、ほとんどの横断歩道に信号機が設置されていることから、歩行者等の安全が確保されていると予測している。

これらに対し、事業関係者への公共交通機関の利用の徹底、特定の

時間帯における車両の通行を極力避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、車両走行ルートとなっている浜町交差点では、渋滞が頻繁に発生していることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、現状の渋滞の状況を考慮した適切な車両の運行管理を徹底すること。また、事前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

エ 安全（火災爆発等）

本計画では、関係法令に則った保安防災設備、消火設備、防災監視設備等を設置するとともに、平常時の保安管理体制及び緊急時の防災体制が確立されていることから、安全は確保されるとしている。さらに、天然ガスを受け入れるパイプラインの設計及び施工に当たっては、高圧ガス導管耐震設計指針に基づき耐震性に優れた管材料や接合方式を採用するなど、周辺環境に支障を及ぼさないよう、万全の措置を講ずることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

しかしながら、天然ガスやアンモニア等、種々の危険物を取り扱うことから、防災教育、防災訓練等、安全対策を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」、「エネルギー」及び「地震時等の災害」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容については、市に報告すること。

特に、エネルギーについては、発電設備における省エネルギーのための具体的な運転方法を法対象条例評価書で明らかにするとともに、省エネルギーの視点に立った更なる環境配慮の取組が必要であることから、発電設備のみならず、省エネルギー型の設備やシステムの採用を検討すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、「緑」を行うとしており、この調査項目の選定は概ね妥当であるが、法対象条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、目的を明確にして、計画的な事後調査を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成18年	2月24日	法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理
	3月7日	法対象条例方法書公告、縦覧開始
	3月15日	市長から審議会に法対象条例方法書について諮問
	4月20日	法対象条例方法書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1名、1通
	6月15日	審議会から市長に法対象条例方法書について答申
	6月21日	法対象条例方法審査書公告、法対象事業者あて送付
平成20年	7月8日	法対象条例準備書の受理
	7月15日	法対象条例準備書公告、縦覧開始
	8月28日	法対象条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 2名、2通
	9月22日	法対象条例見解書の受理
	9月30日	法対象条例見解書公告、縦覧開始
	10月29日	法対象条例見解書縦覧終了、公聴会開催申出締切り 申出者 なし

	1 1 月 2 5 日	市長に審議会から法対象条例準備書について諮問
平成 2 1 年	4 月 2 2 日	審議会から市長に法対象条例準備書について答申
	4 月 3 0 日	法対象条例審査書公告、法対象事業者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成 1 8 年	3 月 1 7 日	審議会（現地視察）
	5 月 1 6 日	審議会（法対象条例方法書事業者説明及び審議）
	6 月 1 4 日	審議会（法対象条例方法書答申案審議）
平成 2 0 年	1 1 月 2 5 日	審議会（法対象条例準備書事業者説明及び審議、現地視察）
平成 2 1 年	3 月 1 3 日	審議会（法対象条例準備書事業者説明及び審議）
	4 月 2 1 日	審議会（法対象条例準備書答申案審議）